11　鳥獣被害対策推進会議
政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとした。（第二一条関係）

12　銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長
特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作等の技能に関する講習に係る特例の期限を五年延長し、平成三三年一二月三日までとすることとした。（附則第三条第二項関係）

13　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（法律第九八号）（金融庁）

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正関係
金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（第三条、第一五条第一項・第二項、第二六条、第三四条の二関係）

二　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正関係
金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（第三条関係）

三　保険業法の一部改正関係
生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一条の二の一四第一項関係）

四　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正関係

1　会員等からの株式等の買取り等の期限の延長
銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（第三八条第一項・第三項、第三八条の二第一項・第二項、第三八条の五第一項、第三八条の六第一項関係）

2　銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長
銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成四四年三月三一日まで延長することとした。（第一九条第二項第一号関係）

五　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇河川法施行令の一部を改正する政令（政令第三六六号）（国土交通省）

1　複数年度にわたる流水占用料等について、条例で定める場合には、当該占用等の許可等を受けた期間の分を一括して徴収することができることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六七号）（農林水産省）

1　特定業務を営む特定承継会社について銀行とみなして適用する法令に、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六二年政令第三三五号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第三六八号）（金融庁・財務省）

1　金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の規定により、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して設けられている政府補助を可能とする特例措置が平成三四年三月末まで延長されるため、生命保険契約者保護機構の特例会員に関する規定の整備を行うこととした。（附則第八条の五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第九十二号

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十三号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第七項中「をいう」を「をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの（以下この項において「実習生」という。）を含む」に、「を含む」を「並びに実習生を含む」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十四号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　日本国民たる年齢満十八年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。